

## <画像使用の手引き>

### ・キャラクターについて

英国風の男の子です。島の中心を走る六甲ライナーをイメージした服を着ています。  
イベントの参加などを通して

- ①公益的活動の推進
- ②六甲アイランドのPR
- ③六甲アイランドへの愛着や親しみを高めること

につながる活動の支援をしています。

### ・服装について

#### (1) 帽子

六甲アイランドの街並みをイメージした帽子です。

#### (2) 服

六甲ライナーの駅をイメージしたボタンがついています。

### ・使用できる画像

承認した「リックくん」の画像および着ぐるみ「リックくん」が写っている写真等。  
ただし、下図のとおり正しい配色で使用するここと。



■ R=39 G=96 B=168  
C=85 M=60 Y=5 K=0

■ R=125 G=205 B=243  
C=50 M=0 Y=0 K=0

■ R=248 G=243 B=152  
C=5 M=0 Y=50 K=0

■ R=251 G=220 B=188  
C=0 M=18 Y=27 K=0

■ R=237 G=125 B=129  
C=0 M=63 Y=35 K=0

### ・画像使用にあたっての禁止事項

- ①六甲アイランドの公益的活動の推進やPR等以外の目的使用
- ②営利または販売を目的とした使用
- ③六甲アイランドの品位を傷つけ、または住民の理解の妨げになるおそれがあると認められる使用
- ④特定の個人または団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用
- ⑤法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる使用

### ・使用期間

1年以内

### ・使用料

原則、無料

### ・使用方法

「リックくん画像使用申請書」に必要事項を記入し、企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等を添付して、最終ページの【申請・問い合わせ先】までご提出ください。

※申請の受付は許諾したことを意味するものではありません。使用許諾書の送付を以って許諾したものとしますので、ご了承下さい。

### ・使用上の遵守事項

- ①『六甲アイランドマスケットキャラクター「リックくん」の画像使用に関する要綱』の第7条に規定されている事項を遵守してください。
- ②その他、次のような使用は絶対にしないで下さい。
  - ア) 変形
  - イ) 左右反転
  - ウ) 変色
  - エ) イメージを損ねるもの
  - オ) 細部を部分的に変更
  - カ) 重ねる
  - キ) 視認性を損ねる背景

## ・「リックくん」画像の表示例

⇒画像の下部に、©2017 神戸市 許可番号 または©2017 kobe city 許可番号 を明記



## ・許諾の取り消し等

次のいずれかに該当するときは、許諾を取り消し、許諾内容を変更し、または「リックくん」の画像使用を制限し、もしくは使用を停止することあります。（なお、これにより使用者に生じた損害については、神戸市は一切の責任を負いません。）

ア) 要綱または要綱に基づく指示に違反したとき

イ) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき

ウ) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他「リックくん」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき

エ) その他、神戸市がその使用の継続を不適當であると認めるとき

## ・使用終了後の措置

使用期間が終了した場合や、許諾の取り消しを受けた場合は、速やかに「リックくん」画像の使用を中止してください。また、「リックくん」画像の複製物の廃棄および改修を指示することがあります。

## ・損害賠償請求

使用者は、「リックくん」画像の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

## ・その他

その他詳細は、『六甲アイランドマスコットキャラクター「リックくん」の画像使用に関する要綱』をご参照下さい。

何かご不明な点等ございましたら、下記【申請・問い合わせ先】までお問い合わせ下さい。

【申請・問い合わせ先】

神戸市都市局内陸・臨海計画課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30

電話：078-595-6786 平日 9：00～17：00 まで

FAX：078-595-6812

E-mail：shintoshi\_keikaku@office.city.kobe.lg.jp